学生納付特例申請用

簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)

(新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料学生納付特例申請)

この「簡易な所得見込額の申立書」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによって国民年金保険料の学生納付特例の申請を行うために、「国民年金保険料学生納付特例申請書」の「⑫特例認定区分」の「3. その他 」に「 臨時特例 」とご記入いただき申請書をご提出する際に提出が必要です。

(注) この「簡易な所得見込額の申立書」は、日本年金機構が国民年金保険料学生納付特例申請の審査のためにのみ使用するものです。
市区町村における国民健康保険料(税)及び市町村民税に関する申告用ではありません。

①	申請対象期間	平成31年度分(令和２年２月分以降)

※ 平成31年度分は令和２年３月分までとなります。
※ 平成31年4月～令和２年１月分は対象外です。

②	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した理由に☑を記入してください。 「その他」の場合は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した理由もご記入ください。
	☐ 勤務日数・勤務時間の減少等 ☐ その他 ( )

※勤務日数の減少、営業自粛、営業時間の短縮、業務委託契約の解除など

③	②の理由により、収入が減少した者の氏名をご記入ください。 ※被保険者(申請者)の収入減少であることが必要です。
	被保険者(申請者)氏名
	フリガナ

④	②の理由により収入が減少した後の所得見込額(簡易な所得見込額)をご記入ください。 (裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください)
	円

⑤	備考欄

【記入上の注意事項】
○ ④欄は、裏面の計算手順をご活用ください。(E欄の「所得見込額」をご記載ください)

【添付書類】
○ ②欄及び④欄を確認できる書類について、この申立書を提出する際の提示は必要ありませんが、申立書の記入内容を確認するため、申請期間の初月から２年間、日本年金機構から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、自宅等で保管しておいてください。

上記の申立の内容に相違ありません。

日本年金機構理事長あて

令和　　年　　月　　日 提出

住所 _____

_____

被保険者氏名_____ 印※

※被保険者が自署した場合は、押印不要です。

受付印	
市区町村	年金事務所